

# 第12回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	0
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	2
議案第2号	2
(4)非農地通知について	4
議案第3号	4
(5)農地利用集積計画に係る意見決定について	4
議案第4号～議案7号	5
議案第8,9号	5
議案第10号	6
(6)地籍調査事業に係る農地の地目認定について	6
(7)農地利用最適化推進委員の辞任について	6
その他	7
・その他	7
3 閉 会	7

## ○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

## 1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は14名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第12回農業委員会

日 時 令和3年5月18日(火) 16時00分  
場 所 第一委員会室

総会を開催いたします。(16:00)

## 2 議 題

### (1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

(議長一任)

それでは議長より指名いたします。4番 町野 位夫 委員、12番 渡辺 正明 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

(なし)

ありがとうございます。

### (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る決定について、議題にします。

#### 議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番3班長、9番 君島 道夫 委員お願いいたします。

○君島 道夫委員 本日10時00分より、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法4条1件、農地法5条1件、非農地通知1件の現地調査を実施しました。詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番 福田 一紀 委員にお願い

します。

○福田 一紀 委員 それでは、現地案内図、1 ページをお開きください。

(申請地位置説明)

周りは田畑、道路に面しています。盛土ということで、周りの環境への影響は低く、何ら問題ないとみてまいりました。みなさまの慎重審議をお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○佐藤 栄一委員 土砂条例の許可はどうなっていますか。

○事務局 土砂条例の規定に該当しますので、同日付で申請が出ております。

○佐藤 栄一委員 わかりました。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

議案第2号

まず、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、9番 君島 道夫 委員にお願いします。

○君島 道夫 委員 (申請地位置説明)

住宅地内の端っこで、周囲の了解も得ており、第二種農地ということで、何ら

問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 515 m<sup>2</sup>ということで、15 m<sup>2</sup>ほど超えるようですが、問題はありませんか。

○事務局 やむを得ない場合は 500 m<sup>2</sup>の一割程度は認めるということで、問題ありません。

○佐藤 喜久男 委員 北側は農地ということですが、付近の同意は得られていますか。

○事務局 北側の農地は本人の農地ではありません。同意書が提出されています。

○佐藤 栄一 委員 同意書をもらうところまでやったのでしょうか。

○事務局 今回は、いただいています。

○佐藤 栄一 委員 同意書を求めるというのは、申請者に対し責任が過大になると思われれます。今後、同意書の提出を求めることになるのでしょうか。

○会長 はい、ここで暫時休憩といたします。

(再開)

○事務局 同意書については、今回の案件のみ提出されたものです。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 ほかに質問はありますか。

○石塚 英好 委員 下水は通っているのでしょうか。宅内処理でしょうか。

○事務局 確認します。

○石塚 英好 委員 万が一、許可なく下水を田んぼに放流されてしまうなどの可能性がありますので、今後確認はすべきではないかという意見です。

○事務局 わかりました。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。  
議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4)非農地通知について

---

---

○議長 続いて付議事件(4)議案第3号 非農地通知について議題に供します。  
議案第3号

---

○議長 議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を2番 篠木 薫 委員にお願いします。

○篠木 薫委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

現況は山林で、30年以上経っているような様子です。非農地通知はやむを得ないとみてまいりました。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5)農地利用集積計画に係る意見決定について

---

---

○議長 続きまして、付議事件(5)農地利用集積計画に係る意見決定について、

議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番君島 道夫委員の退室を求めます。

( 退室 )

事務局の説明を求めます。

議案第4号～議案7号

---

議案第4号から議案7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明) なお、議案第4号から議案第7号について、利用権の設定を受ける者が同一であるため、以下の読み上げは省略いたします。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

審議が終了しましたので、9番君島 道夫 委員の入室を求めます。

(入室)

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、3番 福田 一紀 委員の退室を求めます。

(退室)

議案第8,9号

---

議案第8号、9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

審議が終了しましたので、3番 福田 一紀 委員の入室を求めます。

(入室)

#### 議案第10号

---

議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

#### (6)地籍調査事業に係る農地の地目認定について

---

○議長 続きまして、付議事件(6)地籍調査事業に係る農地の地目認定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

○事務局 (事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案に異議無く同意するとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

#### (7)農地利用最適化推進委員の辞任について

---

○議長 次に付議事件(7)農地利用最適化推進委員の辞任について議題に供します。事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。議案書の 12 ページをご覧ください。標記委員より、記載のとおり一身上の都合ということで、辞任届が提出されました。農業委員会等法第 23 条の規定により、農地利用最適化推進委員の辞任は農業委員会の同意事項ですので、今回付議させていただきました。説明は以上です。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

その他

---

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

---

・農地の借り手募集

・推進委員応募状況報告

3 閉 会

---

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。